

令和4年1月24日

保護者の皆様へ

名古屋市

保育所等の利用に関するお願い

令和4年1月21日に、愛知県に対し、「まん延防止等重点措置」が適用されました。

本市におきましては、保育所等は引き続き開所し、必要な保育は継続いたします。

しかしながら、本市においては、新型コロナウイルスの新変異株「オミクロン株」への感染拡大が続き、市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数も急増していることから、1月25日から2月13日までの間、ご家庭で保育できる場合には、登園を控えてください。

お子さま、保護者の皆様、そして職員を感染から守るための大切なお願いとなります。保護者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 期間

令和4年1月25日（火）から令和4年2月13日（日）まで

2 お願いする内容

(1) ご家庭で保育できる場合、登園を控えてください

期間中は、ご家庭での保育が可能な場合には、できる限り登園（休日保育の利用を含む）を控えてください。

(2) 「保育利用状況確認書」の提出にご協力ください

保育が必要な状況を確認し、保育の体制を整えるために活用させていただきます。各園からの求めに応じて、別紙「保育利用状況確認書」の提出をお願いします。

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

期間中に登園を控えていただいた場合、登園を控えた日数に応じて利用者負担額（保育料）を減額します。

※対象期間中、登園をしなかった事由を問わず日割りの対象となります。

※一旦月額全額を納めていただいた後、減額分について、還付を予定しております。

※多くのお子さんが対象となるため、処理にお時間をいただく見込みです。あらかじめご了承ください。

子ども青少年局保育企画室 Tel:972-2528